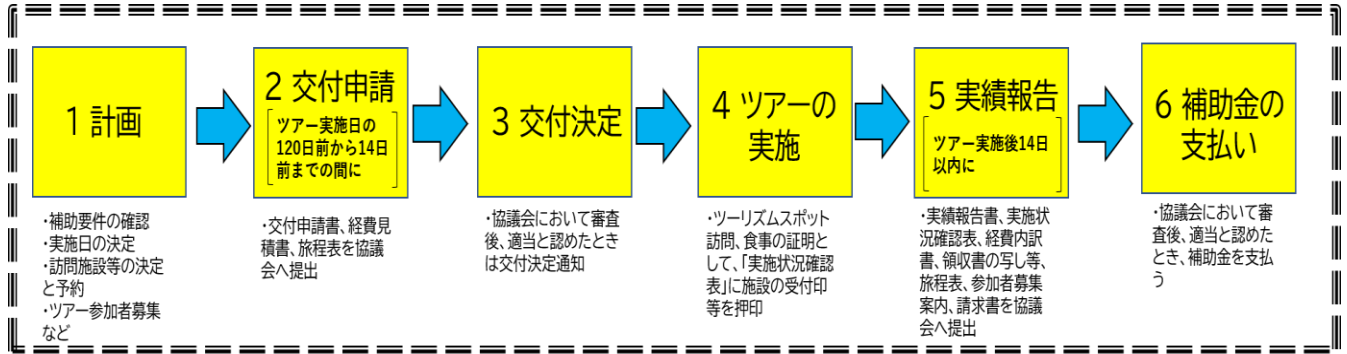


令和7年度「西播磨ツーリズムバス助成事業」Q&A



Q1 西播磨ツーリズムバス助成事業の流れを教えてください。

A1 大まかな流れは以下のとおりです。



※「3 交付決定」後、やむを得ない事情により、バスツアーの内容を変更するときは、速やかに変更届出書を協議会へ提出する必要があります。また、バスツアーを中止するときは、中止届出書を協議会へ提出する必要があります。

Q2 補助対象となるのは、どのようなバスツアーですか？

A2 次の要件をすべてクリアする「企画旅行」であることが必要です。

- ① 兵庫県内を目的地として令和7年4月1日～令和8年3月末日までに実施する企画旅行（募集型、受注型）であること。
- ② 日帰りツアーは、別に定めるツーリズムスポットを1箇所以上訪問し、西播磨地域の飲食施設で食事をとること。
宿泊ツアーは、別に定めるツーリズムスポットを1日1箇所以上（合計2箇所以上）訪問し、西播磨地域の宿泊施設（キャンプ場・ロッジ等は対象外）で夕食・宿泊利用すること。
- ③ 1団体当たり20人以上の参加者があること。
（ツアー当日の参加者が20人未満になった場合は補助の対象となりません。ただし、ツーリズムスポット訪問人数に制限がある場合など特殊事情がある場合はご相談ください。）

Q3 交付申請ができるのはどのような人ですか？

A3 バスツアーを企画する旅行業者です。

Q4 複数台のバスによるツアーも補助の対象になりますか？

A4 要件を満たしていれば対象となります。ただし、1つの旅行業者が申請できるのは、年間でバス3台分までです。

Q5 申請者が多い場合は、抽選となるのですか？

A5 先着順に受け付け、予算がなくなり次第、受付を終了します。抽選は行いません。

その他、ご不明な点があれば下記へお問い合わせください。

西播磨ツーリズム振興協議会事務局
〒678-1205 赤穂郡上郡町光都 2-25（兵庫県西播磨県民局 県民躍動室地域振興課）
Tel. 0791-58-2144 Fax. 0791-58-0523